

建設工事下請負等実地調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の元請負人（県から直接建設工事を請け負った者に限る。以下同じ。）と下請負人の資質の向上及び請負契約の適正化等を図るために実施する立入検査及び報告徴取（以下「実地調査」と総称する。）に関し、建設業者等立入検査実施要領（平成28年1月8日建政-1353）の特例を定めるものとする。

(実地調査の対象)

第2条 実地調査は、次の各号のいずれかに該当する県発注工事について、当該県発注工事の元請負人及び下請負人（元請負人と当該県発注工事について下請契約を締結した者に限る。以下同じ。）を対象として行うものとする。

- (1) 秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日監-1397）に基づく低入札価格調査の対象となった県発注工事（実地調査を行うときに完成しているものであって、その一部が下請負に付されていたものに限る。以下この条において同じ。）のうち、実地調査を行うことが必要であると認められるもの
- (2) 国土交通大臣が実施した下請取引等実態調査において指導票の送付を受けた者が受注した県発注工事のうち、実地調査を行うことが必要であると認められるもの
- (3) 前年度以前に実施した実地調査において第8条第1項の規定による指導を受けた者が受注した県発注工事のうち、実地調査を行うことが必要であると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実地調査を行うことが特に必要であると認められる県発注工事

(実地調査の計画等)

第3条 実地調査は、別に定める計画に基づき、毎年度11月1日から翌年3月31日までの間に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(実地調査の方法)

第4条 元請負人に対する実地調査は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第31条第1項の規定による立入検査として、当該元請負人の営業所において行うものとする。

- 2 下請負人に対する実地調査は、法第31条第1項の規定による報告徴取として行うものとする。ただし、請負契約の適正化等を図るため特に必要があると認められるときは、当該実地調査は、同項の規定による立入検査として、当該下請負人の営業所において行うものとする。
- 3 第1項及び前項ただし書に規定する実地調査（以下「立入調査」という。）は、別表に掲げる事項について、別に定める調査票により行うものとする。
- 4 第2項本文に規定する実地調査は、別表に掲げる事項のうち必要と認めるものについて、別に定める調査票により行うものとする。

(立入調査の調査員)

第5条 立入調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、法第31条第1項の規定により立入検査をすることができる者として同条第2項の規定による証票を携帯する建設部建設政策課の職員とする。

(立入調査の通知)

第6条 知事は、立入調査を行わせるときは、あらかじめ、立入調査の対象である元請負人又は下請負人（以下「立入調査対象者」という。）に対し、様式第1号により、立入調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

(立入調査に基づく講評等)

第7条 調査員は、立入調査を終了したときは、当該立入調査対象者に対し、口頭をもって当該立入調査により明らかになった事項について講評を行わなければならない。この場合において、調査員は、必要があると認めるときは、当該立入調査対象者に対し、別表に掲げる事項について情報の提供又は助言を行うものとする。

2 調査員は、立入調査が完了したときは、速やかに立入調査の結果を知事に報告しなければならない。

(立入調査後の措置)

第8条 知事は、立入調査の結果、改善を要する事項（社会保険等の加入及び保険料の納付に関するものを除く。）がある場合は、別表に定める基準に従い、当該立入調査対象者に対し、様式第2号により法第41条第1項の規定による指導を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該立入調査対象者に建設業者等の不正行為等に対する監督処分等の基準（平成17年9月7日建管一1238）に該当すると疑うに足る事実があるときは、当該立入調査対象者に対し、法第31条第1項の規定による立入検査を改めて行うものとする。

3 知事は、立入調査の結果、法第41条第1項の規定による指導を行う必要がないと認めるときは、様式第3号により当該立入調査対象者に通知するものとする。

(実地調査の結果の公表)

第9条 知事は、毎年度、前年度の実地調査の実施状況の概要を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、秋田県公式Webサイト美の国あきたネットに掲載することにより行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実地調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年1月8日建政一1354）

1 この要領は、平成28年1月8日から施行する。

2 建設工事下請負等実地調査実施要領（平成4年2月20日監一1641）は、廃止する。

附 則（平成２８年１２月６日建政－１２１５）
この要領は、平成２８年１２月６日から施行する。